

政統発 0224 第 2 号
令和 5 年 2 月 24 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
（公印省略）

令和 5 年度福祉行政報告例の実施について（依頼）

社会福祉統計業務につきましては、平素から特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条による統計調査である、令和 5 年度「福祉行政報告例」を下記のとおり実施いたしますので、報告表の提出についてよろしくお願いいたします。

記

1 報告の目的・必要性

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査結果は、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料として活用されており、例えば、「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会とりまとめ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000173903.html>)) で掲げられた社会的養育推進等の子育て支援施策において必要な措置の把握のため里親数等が活用されていること、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）に基づいて市町村における障害児保育に係る地方交付税額の算定の基礎資料としていることなどが挙げられる。

2 報告の対象、種類及び報告事項

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。
- (2) 報告の種類及び報告事項は別表に掲げるものとする。

3 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別表に掲げる所定の報告事項について、定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）に提出する。

4 集計及び結果の公表

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）が行い、報告結果は、福祉行政報告例として公表するとともに厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/>) に掲載する。

5 その他

- (1) 「報告表」及び「記入要領及び審査要領」については、「政府共通NW/LGWAN 掲示板システム」 (<https://glbbs.gex.hq.admix.go.jp/>) に掲載する。
- (2) 報告表の提出については別途通知する。

福祉行政報告例報告表一覧

表番号	報告表	種類	報告期限	東京都	道府県	指定都市	中核市
第 1	削除						
第 2	削除						
第 3	削除						
第 4	削除						
第 5	削除						
第 6	削除						
第 7	削除						
第 8	削除						
第 9	削除						
第10	削除						
第11	削除						
第12	削除						
第13	削除						
第14	身体障害者手帳交付台帳登載数（身体障害者福祉法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第15	削除						
第16	削除						
第17	身体障害者更生相談所における処理 （障害者総合支援法・身体障害者福祉法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	
第18	身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者総合支援法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第18の2	難病患者等の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）（障害者総合支援法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者総合支援法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）（障害者総合支援法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第19	自立支援医療（身体障害者の更生医療） （障害者総合支援法）	年度報	翌年度 4 月末	○	○	○	○
第20	削除						
第20の2	削除						
第20の3	削除						
第20の4	削除						

表番号	報告表	種類	報告期限	東京都	道府県	指定都市	中核市
第21	自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療） （障害者総合支援法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	
第21の2	自立支援医療における所得区分の状況（障害者総合支援法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第21の3	市町村における相談支援（障害者総合支援法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第22	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 （児童福祉法・母子保健法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第22の2	自立支援医療（身体障害児童の育成医療） （障害者総合支援法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第23	削除						
第23の2	削除						
第24	削除						
第25	障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等 の一部を改正する法律）	月報	翌月末	○	○		
第26	特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	月報	翌月末	○	○	○	
第27	知的障害者更生相談所における処理（知的障害者福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	
第28	削除						
第29	削除						
第30	削除						
第31	療育手帳交付台帳登載数（知的障害者福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	
第32	老人ホーム・在所者（老人福祉法等）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第33	養護老人ホームの措置人員（4月1日現在）（老人福祉法）	年度報	当該年度の 4月末	○	○	○	○
第34	短期入所生活介護（被措置者分）（老人福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第35	老人クラブ・会員数（老人福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第36	婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付 （売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第37	婦人相談所及び婦人相談員の処理状況 （売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第38	婦人保護施設入退所者の状況 （売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第39	民生委員（児童委員）の推薦状況（民生委員法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第40	民生委員（児童委員）の活動状況（民生委員法・児童福祉 法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第41	社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法人数・認 定件数（社会福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第42	社会福祉法人等に対する指導・監督（社会福祉法等）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○

表番号	報告表	種類	報告期限	東京都	道府県	指定都市	中核市
第43	児童相談経路別児童受付（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第44	児童相談種類別児童受付（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第45	児童相談種類別対応件数（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第46	児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第47	一時保護児童（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第48	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第49	児童相談所における養護相談の理由別対応件数（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第49の2	市町村における養護相談の理由別対応件数（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区	○	○	△
第50	児童福祉施設・在所者（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第51	削除						
第52	助産施設・母子生活支援施設在所者（児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第53	削除						
第54	保育所・在所者（児童福祉法）	月報	翌月末	○	○	○	○
第54の2	幼保連携型認定こども園・在所者 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	月報	翌月末	○	○	○	○
第55	削除						
第56	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） （児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第57	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に 委託されている児童 （児童福祉法）	年度報	翌年度4月末	○ 区児	○ 児	○ 児	△
第61	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 （児童扶養手当法）	月報	翌月末	○	○	○	○
第62	戦傷病者手帳交付台帳登載数（戦傷病者特別援護法）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第63	戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者 数並びに更生医療給付決定件数 （戦傷病者特別援護法）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第64	戦傷病者の補装具支給及び修理（戦傷病者特別援護法）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第65	戦傷病者乗車券引換証受給者数（戦傷病者特別援護法）	年度報	翌年度4月末	○	○		
第66	給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律）	月報	翌月末	○	○	○	○
第67	給付の開始・廃止及び変更 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第68	性・年齢階級別被給付人員 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律）	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○

表番号	報告表	種類	報告期限	東京都	道府県	指定都市	中核市
第69	医療支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第70	介護支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第71	世帯の労働力類型別被給付世帯数 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第72	医療費の審査及び決定 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第73	医療支援給付実施状況 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)	年度報	翌年度4月末	○	○	○	○
第74	削除						

【各欄のマークについて】

マーク	報告の仕方
○	該当の報告表を報告する。
△	児童相談所を設置する中核市のみ報告する。
区	児童相談所を設置する特別区毎にも報告する。
児	児童相談所毎にも報告する。